

静岡県 農業生産資材費低減のための行動計画

平成 8 年 5 月 21 日 制 定

平成 13 年 3 月 27 日 改 定

平成 17 年 12 月 1 日 改 定

基本的考え方

1 基本的な推進方針

農業生産資材費については、全国的にみた米生産費における肥料・農薬・農業機械の主要 3 資材に係る費用でみると、実数としては低下傾向にあるものの生産コストに占める割合は約 3 分の 1 で推移しているところであり、依然として農業経営に与える影響が大きい状況にある。

農業生産資材費低減の取組は、農業生産資材費の低減が強く要請される中、製造・流通団体及び都道府県（以下「関係団体等」という。）が「農業生産資材費の低減のための行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定（平成 8 年度）並びに改定（平成 13 年度）し、行動計画に基づく取組を推進してきた。

本年 3 月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、農業生産資材費を一層低減させるため、関係団体等が「農業生産資材費低減のための行動計画」を平成 17 年度中に改定し、数値目標等の達成に向けた取組状況を定期的に公表するよう促すことが明記されたところである。

また、「農業生産資材問題検討会報告書（以下「検討会報告書」という。）〔平成 17 年 3 月 農業生産資材問題検討会〕」では、行動計画へ、重点的取組事項の数値目標の設定明示、担い手の資材費低減に資する取組の強化、及び農業者のコスト意識の啓発等を盛り込むこととしている。

一方、環境問題に対する県民の関心が高まる中、農業においても環境との調和について適切な対応をとり、環境保全を重視したものに転換していくことが求められており、「静岡県環境保全型農業推進方針（以下「推進方針」という。）〔全面改定：平成 17 年 6 月〕」に基づき、環境保全型農業が本県農業の基本となるよう推進に努めることとしている。

よって、本行動計画は、検討会報告書の基本方針等に沿うとともに、推進方針の施策との連携を図り、より一層の農業生産資材費の低減を推進し、生産コストの低減を図っていく。

2 静岡県の農業、資材費を巡る情勢と今後の展望

(1) 静岡県の農業

ア 農業産出額

- (ア) 本県は全国の1.6%の耕地面積で2.9%の農業産出額をあげ、単位面積あたりの産出額(3,415千円/ha)では、高い水準にある集約的農業が行われている。
- (イ) 農業産出額は、昭和56年の3,467億円をピークに減少しており、平成15年は2,582億円(全国12位)で、平成9年から3,000億円を下回っている。

表1 農業産出額の推移

(単位：億円、位)

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
農業産出額	2,875	2,891	2,903	2,800	2,580	2,574	2,582
全国順位(位)	12	10	10	10	12	12	12
茶	-	-	807	735	662	636	693
野菜	-	-	732	729	680	690	655
畜産	-	-	449	431	415	422	405
果実	-	-	290	310	250	264	251
米	-	-	258	248	244	237	256
花き	-	-	243	231	222	219	211
その他	-	-	124	116	107	106	111

茶は、生葉+荒茶 出典：静岡県の農林水産業ハンドブック

イ 農業生産構成

- (ア) 主要農産物である茶・米・みかん・温室メロン・いちごの5品目で本県農業産出額の53.7%(平成15年)を占めている。
- (イ) 全国の農業生産構成と比較すると、野菜、茶、花きが高く、米、畜産の比率が低い。

図1 主要農産物の構成比(H15)

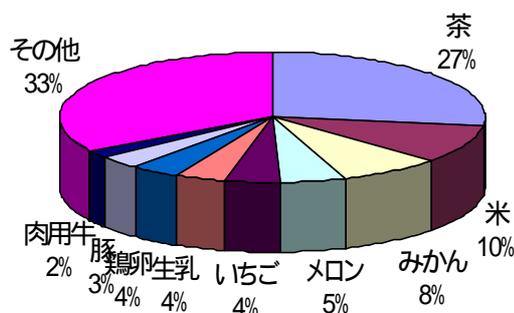


表2 農業生産構成(平成15年) (単位：億円、%)

品目	本県		全国	
	産出額	構成比	産出額	構成比
茶	693	26.8	1,497	1.7
野菜	655	25.4	20,917	23.2
畜産	405	15.7	24,804	27.6
果実	251	9.7	7,179	8.0
米	256	9.9	23,086	25.7
花き	211	8.2	4,235	4.7
その他	111	4.3	8,268	9.2
合計	2,582	100	89,986	100.0

茶は、生葉+荒茶 出典：静岡県の農林水産業ハンドブック

ウ 総農家数

- (ア) 総農家数は減少を続け、平成 16 年は 78,500 戸で、平成 2 年の 76%となっている。
- (イ) 総農家数の約 7 割が販売農家で、その内の約 8 割が兼業農家であるが、第 1 種兼業農家が 19.1%で、全国平均の 13.0%を上回っている（平成 16 年）。

表 3 総農家数の推移

年次	平成2年	7年	12年	13年	14年	15年	16年
総農家数(戸)	102,966	91,792	83,149	81,660	80,950	79,960	78,500
指数(%)	100	89	81	79	79	78	76

出典：静岡県の農林水産業ハンドブック

表 4 総農家数（平成 16 年）

農家区分	戸数(戸)	構成比(%)			
		本県		全国	
専業農家	10,150		19.8		20.4
第一種兼業	9,820		19.1		13.0
第二種兼業	31,360		61.1		66.6
販売農家計	51,340	65.4	100.0	73.7	100.0
自給的農家	27,160	34.6		26.3	
総農家(計)	78,500	100.0		100.0	

出典：静岡県の農林水産業ハンドブック

(2) 資材費を巡る情勢

ア 農薬流通量及び出荷額

- (ア) 流通量は減少を続け、平成 16 農薬年度^{注1)}は 5,488t,kl で、平成 12 農薬年度の 77%である。
- (イ) 出荷額は平成 15 農薬年度から増加しており、平成 16 農薬年度は 12,315 百万円で、平成 14 農薬年度の 104%である。

表 5 農薬流通量及び出荷額の推移

農薬年度	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
流通量(t,kl)	7,163	6,072	5,966	5,640	5,488
殺虫剤	3,764	3,116	3,093	2,806	2,786
殺菌剤	1,905	1,605	1,537	1,368	1,351
除草剤	1,033	906	833	900	818
出荷額(百万円)	13,324	11,849	11,821	12,022	12,315

出典：県農薬販売状況調査

注 1) 農薬年度とは、10 月 1 日から翌年 9 月末日までである。

イ 肥料流通量

(ア) 流通量^{注2)}は平成12肥料年度^{注3)}から減少を続け、平成15肥料年度は142,293 tで、平成12肥料年度の86.5%である。

表6 肥料流通量の推移

肥料年度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
流通量(t)	164,480	167,140	159,832	144,324	142,293
窒素質肥料	11,738	11,120	11,856	10,682	10,282
りん酸質肥料	3,657	3,384	3,420	3,342	3,081
加里質肥料	2,540	2,258	2,201	1,962	1,661
複合肥料	146,545	150,378	142,355	128,338	127,269

出典：県肥料等出荷状況等調査

注2) 肥料流通量は、窒素質肥料・りん酸質肥料・加里質肥料・複合肥料の合計である。

注3) 肥料年度とは、7月1日から翌年6月末日までである。

ウ 農業物価指数（静岡県）の動向

(ア) 平成12年を基準とした静岡県における平成16年農産物価格指数（総合）は、89.3となり、前年に比べ4.9ポイント上昇した。当指数は、基準年以降下降傾向であったが平成14年に底を打った後、2年連続して上昇している。

(イ) 農業生産資材価格指数のうち肥料は、平成13年以降上昇傾向にあり、平成16年も100.8と前年比0.4ポイント上昇した。農業薬剤費と農機具費は、基準年である12年以降両者とも下降傾向にあり、平成16年では、

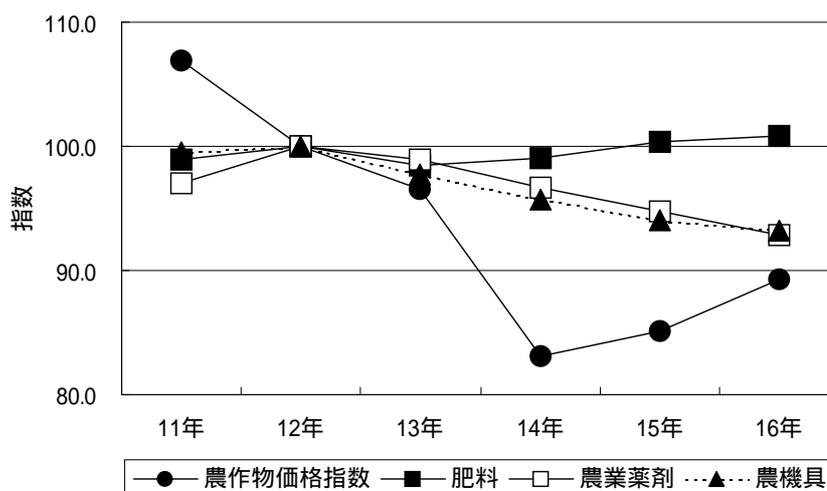
各々92.8、93.2と前年比2.0ポイント、0.8ポイント低下した。

(ウ) 平成12年以後、農業生産資材価格は安定して推移してきたが、農産物価格が低迷したことを受けて経営費に占める資材費の割合は、高い状態

のままであったと推測される。

図2 農業生産資材価格指数の動向

平成12年=100



出典：関東農政局静岡統計・情報センターHP

(I) また、景気回復基調や原油価格の高騰を受けて近年、原材料価格は上昇気味で農業生産資材価格も今後上昇していく可能性がある。

(3) 今後の展望

ア 環境保全型農業（農薬・肥料関係）

推進方針に基づき、環境保全型農業が本県農業の基本となるよう推進する。

(ア) 県が策定した農作物病害虫防除基準及び農作物施肥基準による適正な生産活動及び「食料・農業・農村基本計画」に基づく「環境と調和のとれた農業生産活動規範（以下「農業環境規範」という。）」の実践を基本とするとともに、併せて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマーの認定を推進していく。

(イ) 農業環境規範の実践及びエコファーマーの認定等の推進により、農薬・肥料使用量（流通量）の削減を図っていく。

表7 今後の展望（10年先）

	平成 15 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
農薬使用量(流通量)[t, kl]	5,640	5,200	5,000
肥料使用量(流通量)[t]	142,293	130,000	125,000
エコファーマー認定数[件]	1,509	3,600	5,000

イ 農業機械関係

(ア) 農業機械化促進法に基づき、「特定高性能農業機械の導入に関する計画（計画期間：平成 15 年度から平成 19 年度）（以下「農業機械導入計画」という。）」を策定・公表（平成 16 年 9 月 27 日）し、特定高性能農業機械（採択機種：19 機種）の計画的な導入を推進するとともに、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの低減を図っていく。

(イ) 農業機械の効果的な導入による農業生産の安定と農作業の効率化を図るため、農業機械の適正導入・効率的利用による生産コストの低減、農業機械利用技能の向上及び中古農業機械の流通促進等を推進する。

a 農業機械のリサイクル等による効率的な利用を推進するため、点検整備施設の能力に応じた格付け認定を行っていく。

表 8 点検整備施設の整備計画

	規模(屋内作業面積)	平成 16 年度	平成 19 年度
小型機械整備施設(小型)	75 m ²	48	20
中型機械整備施設(中型)	150 m ²	63	63
大型機械整備施設(大型)	300 m ²	20	52
合計		131	135

- b 農業機械を効率的に利用し、生産性の向上や農作業の安全の確保及び中古農業機械の整備・評価に係る技術の研修を実施していく。
- c 農業機械利用技能研修終了者を対象に技能検定を行い、その結果に基づき格付け認定し、有能な農業機械利用組織等の管理者及びオペレーターの育成を図っていく。

表 9 農業機械士の認定計画

	平成 16 年度までの累計認定数	平成 19 年度までの累計認定数
指導農業機械士	30	39
農業機械士	683	758
合計	713	797

3 これまでの取組の経過及び評価

(1) 環境保全型農業の推進

農薬、肥料等の資材投入量の低減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の持続性の高い農業技術を普及するため、現地実証ほ等による実証や産地に対する技術・経営の支援を行うとともに、エコファーマーの認定を推進した。

表 10 エコファーマー累計認定件数

年度	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16
認定件数	120	216	552	1,015	1,509

(2) 農薬関係

ア 病害虫防除所は、各作物(野菜、花卉、茶、果樹、水稻等)の病害虫発生予察情報等をホームページや FAX サービスで農業者等に提供し、効果的・効率的な防除を推進してきた。

イ 農作物病害虫防除基準の改定

(ア) 病害虫に対する的確な防除方法、農薬の安全な使用方法について指導するため、農産物病害虫防除基準を毎年 3 月に改定してきた。

(イ) 平成 15~16 年度、国の農薬登録情報に基づき、農作物病害虫防除基準を更新し、最新の情報を農

薬使用者等に提供するため、農薬情報システムの整備を行った。

(3) 肥料関係

ア 土壌肥料ハンドブック（施肥基準）の改定

(ア) 平成 14 年 3 月、平成 17 年 3 月に改定を行い、適正施肥の推進を図ってきた。

(イ) 改定内容

	見直し内容
平成 14 年 3 月	施肥基準 163 作型のうち 29 作型について施肥量削減
平成 17 年 3 月	施肥基準 170 作型のうち 28 作型について施肥量削減

(ウ) 茶施肥基準

	現行	見直し内容
平成 14 年 3 月	普通成木園 窒素 54kg/10a 多収成木園 窒素 66kg/10a	成木園 窒素 54kg/10a に統一
平成 17 年 3 月	成木園 窒素 54kg/10 a	(現行) 成木園 窒素 54kg/10a (平成 22 年度目標) 成木園 窒素 40kg/10a

茶園においては、過剰施肥による地下水等環境への影響がクローズアップされたことから、施肥削減を重要な課題として取り組んでいる。樹冠下液肥施用等の施肥量削減技術の開発・普及に努めながら、茶園施肥削減を推進してきた。

イ 土壌診断に基づく適正施肥の指導

各農林事務所ごとに土壌分析を行い、その結果に基づき、生産集団、後継者グループ等を対象に施肥管理指導を行ってきた。

ウ 平成 14、15 年度、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水の環境基準（10ppm）を超過した地点が確認され、何れも、施肥由来と推測されたことから、施肥削減対策を実施してきた。

(4) 農業機械関係

(ア) 農業機械化促進法に基づき、「農業機械導入計画」を策定・公表（平成 16 年 9 月 27 日）し、特定高性能農業機械（採択機種：19 機種）の計画的な導入を推進するとともに、その性能に応じた利用規模の確保を通じての効率的利用により、生産性の向上及び生産コストの低減を図ってきた。

(イ) 農業機械の効果的な導入による農業生産の安定と農作業の効率化を図るため、農業機械の適正導入・効率的利用による生産コストの低減、農業機械利用技能の向上及び中古農業機械の流通促進等を推進してきた。

- a 農業機械のリサイクル等による効率的な利用を推進するため、点検整備施設の能力に応じた格付け認定を行ってきた。

	規模(屋内作業面積)	平成 16 年度	平成 19 年度
小型機械整備施設(小型)	75 m ²	48	20
中型機械整備施設(中型)	150 m ²	63	63
大型機械整備施設(大型)	300 m ²	20	52
合計		131	135

- b 農業機械を効率的に利用し、生産性の向上や農作業の安全の確保及び中古農業機械の整備・評価に係る技術の研修を実施してきた。
- c 農業機械利用技能研修修了者を対象に技能検定を行い、その結果に基づき格付け認定し、有能な農業機械利用組織等の管理者及びオペレーターの育成を図ってきた。

	平成 16 年度までの累計認定数	平成 19 年度までの累計認定数
指導農業機械士	30	39
農業機械士	683	758
合計	713	797

4 今後の取組推進に当たっての考え方

環境保全型農業の推進に向けて、施肥の合理化、農薬の効率的利用を重点的に進めるとともに、農業機械導入計画に基づく農業機械の適正導入・効率的利用による生産コストの低減、農業機械利用技能の向上及び中古農業機械の流通促進等の施策を通じて農業生産資材費低減の推進を図っていく。

(1) 重点的取組事項

- ア 農作物防除基準・農作物施肥基準に基づく適正な生産活動とともに、農業者が最低限取り組むべき事項を規定した農業環境規範の実践と併せて意欲的に環境負荷低減に取り組む農業者をエコファーマーに認定し、環境保全型農業を推進していく。
- イ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）、施肥削減技術等、環境保全型農業技術の開発・普及を促進していく。
- ウ 栽培暦の見直しや生産コスト低減優良事例の紹介等で農業者のコスト意識を高めるとともに、普及指導員による施肥削減等現地実証展示ほを積極的に活用し、農業者へのコスト削減の啓発に努めていく。
- エ 農業機械の適正導入・効率的利用による生産コストの低減、農業機械利用技能の向上及び中古農業機械の流通促進等に努めていく。

オ 担い手を主な対象とする手法としては、企業的経営を展開する「ビジネス経営体」や「農業経営基盤強化法に基づく認定農業者」の育成支援を通じた経営指導に努めていく。

(2) 認定農業者等担い手の育成・確保に関する計画との連携の進め方

ア 担い手総合支援アクションプログラム（平成 17 年 7 月 6 日静岡県担い手育成総合支援協議会）

(ア) 認定農業者の育成に関する基本指針

地域における関係者の話し合いを通じ、産地の将来の担い手を明確化した上で、これらの担い手及び担い手のいる産地に経営・生産対策の支援を集中化・重点化していくことから、支援の対象となる担い手については、認定農業者へ誘導し、明確な位置付けをおこなうこととする。

(イ) 農業経営の法人化の推進に関する方針

本県の農業構造の改革を加速するため、法人化による農業経営管理能力や取引信用能力の強化を図るとともに農地集積や雇用労働力の確保等により、経営規模の拡大を推進し、力強い経営体を育成していく。その際、目指すべき経営体を「ビジネス経営体」と位置付け、重点的な育成支援を行っていく。

[ビジネス経営体の要件]

経営が継承されていく永続的な経営体
雇用による労働力の確保
企業としての一定以上の販売規模を持ち成長を志向
マーケティング戦略に基づくサービス、商品の提供の実施

イ 担い手総合支援アクションプログラムとの連携

新規の認定農業者の確保・育成とともに、期間満了者の新たな農業経営改善計画の策定を促し、再び認定農業者へ誘導するため、市町村、農協、農林事務所等の関係機関は、個別巡回指導等のフォローアップ活動を推進している。認定農業者に対する個別巡回指導並びに農業経営改善計画の策定支援を通じて、担い手に対する農業生産資材費低減による経営改善を指導・啓発する。

(3) 静岡県管内における関係団体等との連携・役割分担等

ア 農協中央会、経済連、県肥料商業組合、県農薬卸商組合等とともに組織している持続的農業技術普及促進協議会を通して、農薬、肥料等の資材投入量の節減や有機物を積極的に利用した土づくり等を普及啓発する。

- イ 認定農業者の育成は、担い手育成総合支援協議会を中心として推進するとともに、市町、農協、農林事務所等の関係機関の連携により、認定農業者への個別巡回指導等のフォローアップ活動を実施する。
- ウ 農業機械利用技能の向上と農業機械の効率的利用は、県農業機械商業協同組合及び県農業機械工業協同組合と協力して農業機械組織の構成員及び農業機械作業従事者に対して、農業機械利用技能者養成研修等を通して推進する。

実施対策

(1) 担い手 (効率的かつ安定的な農業経営体) の育成・確保の目標

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
エコファーマー	県市町	1,509 件	3,600 件 (H27 5,000 件)	・女性の職業能力開発研修等の開催 やときめき女性の認定と活動支援、 ビジネス経営体育成のための講座 開設、農業経営の法人化推進及び農 業法人協会に対する活動支援によ り中核となる担い手の育成を目指 す。
認定農業者	県市町	6,017 経営体	8,000 経営体	
ビジネス経営体	県	201 経営体	675 経営体	
農業生産に占める ビジネス経営体の 販売金額のシェア	県市町	12.7%	30%	
農業法人	県市町	448 法人	700 法人	
認定農業者等へ の農用地利用集積 面積	県市町	18,173ha (平成 15 年度)	29,000ha	
水稲作付面積 10ha 以上の農家 数	県市町	98 戸	125 戸	

(2) 肥料

ア 使用量の低減

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
肥料使用量 (流通量)	農協系統 商系 県	142,293t (平成 15 年度) 緩効性肥料使用量 (流通量) 12,782t	130,000t (H27 125,000) 15,000t	・肥料の使用量の低減を指標とする。平成 15 年度の使用量から、全農業者が農業環境規範を实践 (10%削減/人) することにより 8,000 t、エコファーマー (20%削減/人) により 5,000 t を削減する。また、肥効が長時間持続する緩効性肥料は、環境への影響が少なく、施肥量削減につながることから利用を促進する。

イ 流通の合理化

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
広域農家配送拠点の再編整備	農協系統	整備済拠点数 74 箇所	74 箇所	・バラ・フレコン輸送の普及を促進するとともに、生産資材予約購入制度等を活用し、予約比率を現状 77% から 83% へ高めることで、流通の合理化を進める。
バラ・フレコン輸送の普及促進	農協系統	配合肥料 34 t	配合肥料、化成肥料 200 t	
生産資材予約購入制度等の活用	農協系統	77%	83%	

ウ 資材の効率利用等

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
土壌診断に基づく適正施肥の普及拡大	県(農林事務所) 農協系統	土壌診断点数 1,032 点 5,000 点	1,000 点 5,000 点	・農薬、肥料等の資材投入量の低減や、有機物を積極的に利用した土づくり等の持続性の高い農業技術を普及するため、現地実証ほ等による実証や産地に対する技術・経営の支援を図る。
施肥基準の見直し	県 (試 験 場)	施肥基準 170 のうち 28 作型 施肥量削減	施肥量削減 40 作型	

エ 担い手の資材費低減に資する取組

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備考
大型農家対策(条件)の設定	農協系統	設定 J A 14 J A	18 J A	・大型農家を対象とした条件を設定し、生産コストの削減を図る

オ 省力化に資する資材の開発等

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備考
効率的施肥技術の開発・普及	県(試験場 農林事務所)	技術普及面積 セルリー 46ha	技術普及面積 セルリー 80ha	・県で主要な葉菜類であるセルリーの栽培は、多量の肥料が施用されている。セルリーの生育に必要な肥料全量を基肥で施用する全量基肥施肥法を開発し、慣行より 25%の施肥窒素量削減が可能となる。

(3) 農薬

ア 低廉な資材(担い手の資材費低減に資する取組を含む。)

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備考
低価格農薬等の普及	農協系統	低価格農薬、ジェネリック品の普及面積 2,000ha	3,000ha	・農薬の使用量の低減を指標とする。平成 15 年度の使用量から、全農業者が農業環境規範を実践(10%削減/人)することにより 400 t、エコファーマー(30%削減/人)により 40 t を削減する。
農薬使用量(流通量)	農協系統 商系 県	5,640 t、kl (平成 15 年度)	5,200t、kl (H27 5,000)	

イ 流通の合理化

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備考
生産資材予約購入制度等の活用	農協系統	農家供給額に対する予約比率 56%	62%	・生産資材予約購入制度を活用し、予約比率を現状 56%から 62%へ高めることで流通の合理化を進める。

ウ 資材の効率利用等（担い手の資材費低減に資する取組を含む。）

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備考
農薬情報のインターネットでの情報提供	県(病虫害防除所)	7件/年	3,000 件/年	・「平成 17 年度 農薬安全使用指針・農作物病虫害防除基準」をWEB化し、インターネット上で農薬の検索、文章の閲覧等ができるようにする他、病虫害発生予察情報を FAX で提供することにより、病虫害に対する的確な防除方法、農薬の効率的な利用を推進する。
病虫害及び防除情報のインターネットでの提供	県(病虫害防除所)	9,912 件	15,000 件	
病虫害発生予察情報の FAX 情報提供数	県(病虫害防除所)	1,199 件	1,500 件	
要防除水準の設定	県(病虫害防除所 試験場)	5 件 (茶 炭疽病) (イチゴ ヒメビロウカ) (みかん 黒点病) (みかん ミカンダニ) (みかん チャノアザミウマ)	5 件 (茶 炭疽病) (イチゴ ヒメビロウカ) (みかん 黒点病) (みかん ミカンダニ) (みかん チャノアザミウマ)	・水稲の他、県の主要作物である茶、みかんについて要防除水準を設定。
総合的病虫害・雑草管理(I P M)実践指標の作成	県	0 作物	4 作物	・病虫害・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するため、農業者が多様な防除手段の中から適切に選択できるように実践指標を作成する。

(4) 農業機械

ア 低廉な資材 (担い手の資材費低減に資する取組を含む。)

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
シンプル農機 (基本性能を重視した廉価なもの) の普及拡大	農協系統	流通シニア 67%	70%	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度 ~ 19 年度を計画期間とする特定高性能農業機械の導入に関する計画に基づき、適正・効率的な利用を図るよう指導する。また、研修会を通して農業機械の効率的な利用を図る。
中古農機の活用促進	県 (農林大学校)	中古農業機械整備評価研修 2 人	10 人	
	農協系統	中古農機販売会 1 回/年	1 回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・大展示会等 (経済連)

イ 流通の合理化

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
農機の補修用部品の安定的供給の推進	農協系統	補修用部品の即納率 70%	80%	<ul style="list-style-type: none"> ・一般共通部品 (オイル、エレメント等) の即納率を現行の 70% から 80% に向上させる。

ウ 資材の効率利用等（担い手の資材費低減に資する取組を含む。）

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
特定高性能農業機械等の導入基本指針等に基づく農業機械の適正導入 ・指導農業機械士の認定 ・農業機械士の認定	県農協系統商系 県農協系統商系	0 人/年 25 人/年	3 人/年 25 人/年	・特定高性能農業機械導入計画指針に基づく計画的導入を推進するため、農業機械士及び指導農業機械士を対象として、年 1 回、県主催の研修会を開催
農業機械の長期利用 ・農業機械の整備施設の認定 大型施設 中型施設 小型施設 ・農業機械整備技能士の育成 1 級技能士 2 級技能士	県 農協系統商系	20 施設 63 施設 48 施設 25 人 17 人	20 施設 63 施設 52 施設 (平成 19 年度) 25 人 20 人	・県は、県経済連及び農業機械商業協同組合と連携し、農業機械の修理整備が適正に行えるよう施設の整備能力に応じた格付認定をすすめる。

(5) その他資材

ア 低廉な資材

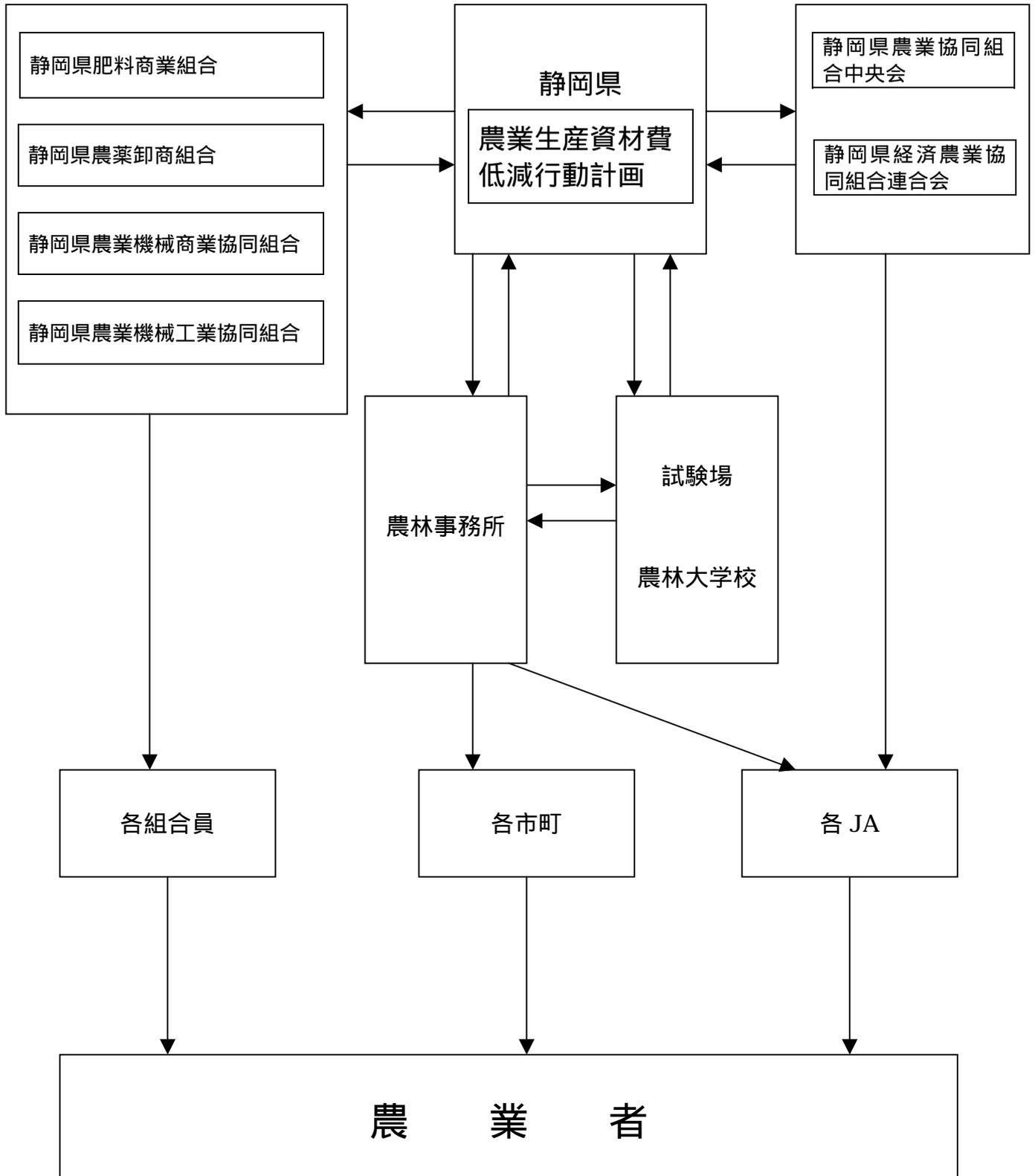
取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
低コスト段ボール（茶色箱）の導入拡大	農協系統	普及率 47%	53%	・低コスト段ボールの導入拡大に向けた取組を推進し、普及率を高める

イ 省力化に資する資材の開発等

取組事項	実施主体	現状 (平成 16 年度)	目標 (平成 22 年度)	備 考
<p>農業用プラスチック等 使用済み農業生産 資材の適正処理、回 収・処理の効率化等 の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用使用済みプ 라스틱の再生処理の 推進 	<p>県 市町 農協系統</p>	<p>再生処理率 40% (平成 15 年度) 取組 JA 数 20 (平成 15 年度)</p>	<p>50%</p> <p>19</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業用廃プラスチック適正処理推進 委員会による適正処理、再生処 理の推進を図る。 <p>農協合併により農協数 1 減</p>
<p>省力管理機械等 の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 茶園における省力 化機械の導入 低コスト・省力化 施設の導入 温室メロン(大型施設) いちご(高設栽培) 	<p>県 農協系統</p> <p>県 農協系統</p>	<p>機械化面積 3,590ha (平成 15 年度)</p> <p>導入面積 1.9ha 64.0ha</p>	<p>9,000ha</p> <p>30ha 79ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理作業の省力化を目的した省 力化機械・施設等の導入を促進し、 規模拡大や経費の削減を図る。

推進体制等

(1) 資材費低減方策を円滑に実施するための推進体制



(2) 行動計画の点検方法及び公表方法

県は、毎年度、行動計画に掲げた取組み事項について、進捗情報・取組効果、その他評価に必要な関連情報を調査した上で、チェックシートにより、取組みの点検・分析を行う。

作成したチェックシートは、静岡県ホームページ等により公表し、農業生産資材費低減の取組み結果を県民へPRする。

本庁関係室、農林事務所、試験場、病害虫防除所、農協中央会、経済連、県肥料商業組合、県農薬卸商組合、県青果市場連合会、県消費者団体連盟、県産業廃棄物協会等により組織される持続的農業技術普及促進協議会において農業生産資材費低減の取組み結果を検討し、有識者の意見を募る。